

(様式第1号)

平成21年度第6回 芦屋市文化基本条例原案策定委員会 会議録

日 時	平成21年7月27日(月) 18:00~20:00
場 所	市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 中川 幾郎 副委員長 弘本 由香里 委員 井垣 敏生 委員 平山 京子 委員 金澤 佳代子 委員 神棒 眞一 委員 村上 由起 委員 竹内 恵一 委員 砂田 章吉  教育長 藤原 周三 事務局 社会教育部長 橋本 達広, 文化振興担当課長 細見 正和
事務局	社会教育部生涯学習課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) (仮称)芦屋市文化基本条例原案について
- (3) 次回の策定委員会について
- (4) 閉会

2 審議経過

<開会>

(中川委員長) 今回が取りまとめの最終回と聞いております。修正案の検討に入っていただきたいと思います。次第に入ります前に本日の傍聴者はいらっしゃいますか。

(事務局) 傍聴者はありません。

(中川委員長) 事務局から資料の配布確認をお願いします。

(事務局) 本日配布しております資料は、前文のまとめと条文の整理したものを配布しております。

(中川委員長) それでは、まずは前文の方の概要説明をお願いします。

(事務局) 【前文の概要説明】

(村上委員) 皆さんの思い入れが形として分かりやすくなってきたと思います。前回気づけなかったのですが、下から6行目の「その担い手の営みを誇りとし」の部分は「その担い手としての営み」としてはどうかと思います。

(神棒委員) 前文を見て、何を目的にしているのか、書かれている内容が分からないのは、官僚製と同じように感じられます。

(平山委員) パラグラフ3つ目「環境」が「立地」,「活かして」が「生かして」になっている。どうしてなのでしょう。元のままでいいと思います。最後の国際文化住宅都市芦屋が中ほどになって、意味が違ってきています。

(中川委員長) それでは砂田委員さんから。

(砂田委員) 私は文章の書き方が硬い。役所的表現と言ったらいいかどうかわかりませんが、そういうことで普段からよく言われていることは平易な言葉で書きなさい、ということと言われるので、修正案としたら我々市役所の中で分かりやすい易しい言葉で書き換えているということが確かにあるんです。これはどちらをとるかの考え方の問題だと思います。中身的にはさっき平山さんが言われたようなところとか、私のことで具体的なことで都市文化の再評価という言葉が少し消えてしまっているんですけれども、そういう言葉を残すか残さないか、こういう原案文的な言い方を残すか残さないか、使うか使わないかということだと思えます。ですから、それはどちらかの選択肢の問題かなと感じています。私が市役所の中でよく言われているのは、市民の方が分かりやすい表現をできるだけ使って文章をつくりなさいよと、ということは市役所の中で言われていることではあります。個人的には、言い回しとしては原案の方のものの言い回しの方が、好みの問題になるかと思えますけれども、言えば好きかなと。ただ、市役所の中で言われていることとはちょっと反対の方向ということで、感想としてはそうです。

(中川委員長) では、どうすればいいですか。

(砂田委員) 私も辛いですね。市役所の中では修正案的な言い方というのは文章を作るときには言われます。

(中川委員長) はい。分かりました。法規の目をくぐると、こちらの方にシフトすると。

(砂田委員) 可能性は高いかもしれません。

(中川委員長) はい。では引き続き、竹内委員。

(竹内委員) 僕も1番下の段落のところで、「市民一人ひとりが、年齢や立場に関わらず生涯を通して身近に文化にふれ」というところが、「身近に文化にふれ」にまでなっているので、「生涯を通して」ぐらいまでは入れてもいいのではないかなと。後は、どちらに決めるかという問題は読みやすく分かれるというのもあるし、「立地条件」とか「生かして」とそれとさっきの「担い手としての営み」というのはなるほどなあというふうに思いました。

(中川委員長) はい。それでは、金澤委員さん。

(金澤委員) 私はこの文章を読んでいて、例えば1番下の「市民一人ひとりが」というのが、ひらがなが漢字になったり、「年齢や立場に関わらず生涯を通して身近に文化にふれ」ということが修正になったり、言葉のその違いがどう具体的に私たちの活動に影響してくるかということを考えると、どうでもいいことで、本当にこの文章を読んで修正前と後が、全く別だとは思えませんし、どうでもいいことです。

(中川委員長) そうかもしれませんね。計画の段階が。

(金澤委員) 分かりやすい方がいいです。

(中川委員長) 条例本体のフレームの方でまたご議論いただければと思います。  
弘本副委員長どうでしょうか。

(弘本副委員長) 前文の修正案についての意見ということですかね。そうですね。リライト案を作らせていただいた者としては、応援をいただいて嬉しく思っておりますけれども、明らかに間違いであるとか表現に問題があるところは直していただいたということでもいいと思いますし、それから、平易にしすぎていくことにこだわりが消えていくということに共感するところですね。一方で、言葉一つにこだわらなくてもという考え方があることも確かです。みなさんの思いを前文に反映させる作業をした私の立場としては、皆さんの納得するところに落ち着くのが最もいいというのが私のスタンスです。リライト案を作った者としてこだわりがないとまではいいませんが、最終的には特に芦屋にお住まいで芦屋のまちをこれから担っていかれる方の誇りに思える文章にしていたくのが最も良いことだと思います。さっきおっしゃった「環境条件」などは平山さんがおっしゃったような気持ちで書いておりましたし、「活かす」という言葉もそれなりの思いがあって書いているというのはあるんですけども。

私がこだわるとすれば、先ほどのご意見で、「年齢や立場に関わらず生涯を通して」のフレーズが削除されている点ですね。ここにこの言葉を入れたのは前文で人権的な要素についてあまりふれていないため、そのニュアンスというものをやっぱりここに込めておく必要があるなと思ってこれを書いているんですね。それを消してしまうと、文化というのが、どのようなたとえ状況にあっても必要なものなんだということについての言及がちょっと乏しくなるんですよ。そこは、入れておいていただいた方がいいのかなと。もしこの言葉が非常に気に入らないということであれば、言葉を変えていただいてもいいですけども、その要素というのは、いるのではないかと思うんですけどね。

(中川委員長) 「生涯を通して」の部分はあった方がいいと。

(弘本副委員長) はい。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。井垣先生では。

(井垣委員) 今日見せていただいたばかりで、弘本さんのリライト案を見せていただいて熟読させていただいて、変わったなと見せていただいたんですけども、直された部分について、細かなところがありますけれども、行政として国際文化住宅都市建設法のフレーズを使いたいということは、多分市当局者としては、法律に書いてある言葉だからということでしょうけれども、前回も紹介しましたように、これは市民投票にかけてですね、市民の圧倒的多数の支持の元にこの法律が通ったんですよ。要するに国がポンとつくったのではなくて、芦屋市の住民投票にかけてですね、圧倒的多数の8割ぐらいの人たちがこの芦屋をこういう都市として育てていくということにつきまして誇りをもってというのがありまして、それが皆さん方の賛同を得られた。結構、六麓荘の400平米とかですね、よその人から見ると何やっているんだ芦屋というのはあったんだけど、芦屋の人たちが受け入れてきたんですよ。それはやっぱりそういう基盤があるということで、あまり日本語にとらわれない

で、「環境」とか「活かす」とかいう字，そこは大事にされたいかなのではないかなというのと，もう一つは，「芦屋文化」というフレーズのところですね。ほぼ言っているんですけども，「芦屋文化」という言葉が消えるということで，これがそこに入っているということで少し芦屋文化というものが市民の中にブランドとして定着できるある意味の発信になるんですよね。だから，「『芦屋文化』ともいうべき」だけを入れれば後の文章はつながるんですよね。そこだけあえて削らなくてもいいのではないかという感じで聞いていました。

あと，弘本副委員長さんが言われた「年齢や立場」というところですね。言葉としては，入っても入らなくてもというのはあるけれども，こういうものができるとですね，市民活動をしている人たちが熟読して自分たちが，何が利用できるか探し求めるんですよね。探してここにこう書いてあるから今の市の施策は年齢を問わず，あるいは立場を越えてという部分に違反しているじゃないかと色々な問題を議論されましたけれどもね，そういう時にこういうフレーズがある意味では市民の武器になるんですよね。ほとんど役に立たないという金澤委員の意見も分かるんですけども，たぶん市民運動的なことをやっている方はそういうところから足がかりをつかんで，市に要求を挙げていくとか運動につなげていくとか，そういう意味では言葉は大事にしたいなというところはあります。

ですから，「環境条件」と「活かす」という部分と「芦屋文化」「年齢や立場」という3フレーズのところは再考いただいたらいいかなと。後はきれいにまとめておられるのでさすが当局ですねという感じがいたしますけれども。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。それでは，今，井垣委員の方で，非常に明確にご指摘いただいたので，僕も頭の整理ができたんですが，ご指摘があったのは4点ですね。大きくは3点。私の方からの提案も1点入れてお答えします。

第1段落は2行しかなかったもので，これはこれで意見がなかったのによいと思います。

第2段落の，「歴史的には，」というところですね。ここも皆様のご異議がなかったと思います。ただちょっと気になりますのは，「長く」の「長」という字は距離とかに使う。時間の場合は「永」じゃないのかな。それだけちょっと気になりました。「永久」の「永」。「温存」も「とどめる」でOKなんですね。

第3段落の「戦後復興期」のところですが，これは皆様のご意見に基づき，「すぐれた環境条件を活かして」の「環境」に戻して，いかすも「活」に戻すと。法規が抵抗しても押し切って欲しいんですわ。意味が違う。活用するんだから。という意味でね。ちょっと押し切ってください。戻します。

それから，第4段落，ここは「芦屋文化」を活かしたいという全員の総意が浮上しておりますので，提案です。第4段落2行目の「都市空間全体にわたって独自の，「芦屋文化」ともいうべき，文化風土を形成しています。」にしてはいかがかな。

(事務局) この「『芦屋文化』ともいうべき」について、市史の編集がされてお  
りまして、私の方も個人的にはこの文言は非常に難しい言葉でございま  
して、当初、「『芦屋文化』ともいうべき」ということでしてありまし  
たのは、いわゆる阪神間モダニズムに関することとして、前は書いてお  
ったわけですがけれども、この中で、「『芦屋文化』ともいうべき」とい  
うことで、「個性的な芸術文化や」というところが、色々と学芸員に確  
認を取りまして、実はそれを芦屋文化というのであれば、それは何を指  
しているのだということになりまして、学芸員や他の市史の専門の方  
にお伺いしたりしたわけですが、実は具体美術の関係だと。国内外  
に確かに芦屋という意味で知られているのは分かるのですが、「個性的  
な芸術文化や」と言ってしまうと、具体美術のことを指すと。これはこ  
ういう意味で表記すべきではないというのが2、3出てきまして、それ  
はやはりそういうことになるとまずいと。後ろの、「成熟した生活文化  
を育み、その価値と特色は広く国内外に知られるところとなっていま  
す。」と。いわゆる、その国内外に知られているのは成熟した生活文化  
とか、そういう意味ではなしに、これを「『芦屋文化』ともいうべき」と  
いうところを含めて書いておりますところにすごく違和感があるとい  
う意見がありまして、これはやはりこちらでは単独で判断すべきでは  
ないということがございます。それと「芦屋文化」としてシティグラフ  
で簡単な説明の文があるのですが、やはり、文化の前に固有名詞  
をあまりつけるとまずいじゃないかという意味で、説明する場合にはい  
いのですが、そういう2点指摘がありまして、この部分につきま  
しては一般的にこういうことを読まれる方が、どれだけのものが内外に  
あるのかと聞かれてもこちらとしても答えようがないというようなこ  
とがちょっとありまして、「『芦屋文化』ともいうべき」というのは、  
具体美術とか色々なことを指すということであれば、これは文章として  
どうかというご指摘がありまして、それであれば、こちらとしては書か  
ない方がいいと思っています。

(中川委員長) 言っていることは分かりました。

(藤原教育長) ここは原案策定委員会だと。ここの意見が一番重要視されるべ  
きですので、外で聞いた意見というのは一応そういう意見があるとい  
うことを押さえて、ここは原案作成委員会の中で主に言われていること  
ですから、ここの意見が重要視されないといけない。今の意見はちょっと  
参考としておいておいてもらって次に進めていただいて結構です。

(中川委員長) 今のご説明に対応した僕なりの提案をします。「独自の『芦屋文  
化』ともいうべき、文化風土を形成しています。」といったん入れると。  
それに対応して、お話のありました、「個性的な芸術文化」というと具  
体しか指さないじゃないかと。トリビアルな議論に引き込まれると。ま  
た、そういうことで屁理屈を言う人も出てくるだろうと。そういうこと  
でしたね。だから、「そして、豊かな芸術文化や生活文化を育み」にし  
ておいたらいいんじゃないですか。「個性的な」を外してしまう。それ  
でなおかつ文句を言う人があるかもしれませんけれどね、そういう時  
には、「芦屋文化」というのは芸術文化だけを指しているのではなくて、  
都市、まちのたたずまいとか、人々の暮らし方とか、ファッションとか

全部指しているわけでしょ。お店屋さんとか。だから、それで、「『芦屋文化』ともいうべき、」でいけるんじゃないのかな。というのが、前の答申は芦屋ブランドとまで言っているわけでしょ。芦屋ブランドと言っている限り、文化を言わないと話が通じないという言い方もありますよね。それは、委員会の意見として出てきたことを尊重されたいかがでしよう。要は、「個性的な芸術文化」ということで抵抗してはる、気にしてはるということだけだから、その個性を外して、「豊かな」としたら。

(平山委員) もう言い添えたいのは、具体美術だけが国際的に通用しているものだということではなくして、芦屋市が輩出したいいわゆる文化人ですよ。そういう方々の活動とか。国際的に活動してらっしゃる方の活動等も含めて考えれば、「広く国内外に知られる」といったら大風呂敷かもしれませんけども、

(中川委員長) だから、「広く国内外」はなくなっちゃうんです。

(平山委員) なくなっちゃうんですか。

(中川委員長) 「『芦屋文化』ともいうべき、」を活かして左のフレーズに入れる。

(平山委員) 私は、大げさに褒めて丁度いいくらいだと思うんですよね。芦屋ってこんなにいいんだよ。と言って芦屋の人が「そうかなあ。」と思うくらいだと思うので、これくらい書いてもへっちゃらだと思うんですけど。芦屋市民じゃない私から見ると、芦屋は褒めちぎっても全然構わないんじゃないかと思えますけれどね。これくらい芦屋市としては評価しているんだという後押ししているんだから、全然いいんじゃないかと思っていました。

(中川委員長) そうしたらこうしましょうか。「独自の『芦屋文化』ともいうべき文化風土を形成しています。そして、豊かな芸術文化や生活文化を育み、」主語はどうしよう。「豊かな芸術文化や生活文化が生まれ、その価値と特色は広く国内外に知られるところとなっています。」に戻したらいいね。

(平山委員) こう書かれることによってね。国内外に知られているんだって思ってもらった方がいいんじゃないかと思っているんですけど。せっかくの芦屋国際文化住宅都市建設法なのに、誰も知らない国際文化住宅都市はおかしい。まず、そこからおかしいということになりますよね。ここで宣伝して、全然構わないと思えます。これから知られると言って構わないと思えます。

(中川委員長) 分かりました。その方向でもう一度文章を組み替えるということで。後半から換えてこっちの文章に戻すんですけど、「はぐくみ」の後から切って、「市の協働による国際文化住宅都市芦屋の価値を将来に向かって高めていくことが求められています。」というのをもう少し文章の接続詞かなんかを触らないといけません。

(平山委員) 委員長がおっしゃっているように、2つの文章に分けたらいいんじゃないですか。

(中川委員長) だから、そうすると、それを足して、「広く国内外に知られるところとなっています。」とすると、下の形は元の形に戻さないとい

けないわけですね。「社会の実現に寄与するとともに，市民，事業者，行政の協働による国際文化住宅都市芦屋の価値を将来に向かって高めていくことを決意し，」と戻さないといけないね。だから，前の修正前の文章に戻さないといけないね。つなぎの文を。修正前のお尻を真ん中の方に移したわけでしょ。

(藤原教育長) 最後の段落がそうしたら前の分と同じ文章を入れるという。

(中川委員長) そうですね。それから，もう一つ確認します。市から2段目の段落ですね。「築いてきた文化を守り，育て，」の次の「その担い手の営みを誇りとし，」というのはいらないんじゃないかな。これをカットしたらどうでしょう。カットした方がスキッとするんじゃないですかね。「その担い手の営み」というのは前の人たちなのか，今の私たちのことなのか，守り育てようとする私たちなのか，先人のことなのか，ちょっととらえどころが無いような気がするので，ちっちゃいことを言わなくても大丈夫かなという気がするんですが。これは僕の提案です。

最終段落，「一人ひとりが，年齢や立場に関わらず生涯を通して身近に文化にふれ」に戻す。そうすると，前の修正前の文章になってくるね。

それから，「一人一人」のひらがなが漢字になったのは法制局のご指導ということです。では，これでよろしいでしょうか。

(事務局) 文化の概念ですけれども，いわゆるその生活文化もある，食文化もある，非日常的な分けられる場合もありますけれども，文化というのはこうして生きている間は，それぞれの人というのは文化に触れているわけですよ。何も芸術文化とか古典的な文化だけじゃないわけです。だからそういう意味で文化というのは必ず本人が気付く，気付かないということもありますけれど，私たちは，触れているということがありますから，あえて「生涯を通して」ではなく，既に生きていること自身がそういう文化活動をしているというふうに捉え方なのですからけれども。

(弘本副委員長) だけど，例えば障害があったり，年をとったりして身動きができなくなった時に，それが阻害されているケースが多いんですよ。お元気で生きていらっしゃるから何も不思議に思われなくてもいいけれど，そうでない状況に置かれる人が結構世の中にはいるわけですよ。そこに目をむけなければいけないということを言っているんですよ。散歩さえできないといっている人がいっぱいいるんですよ。話もできないという人がいっぱいいるんです。そこでは，誰もが文化的だと言えますかと言っているんです。

(中川委員長) 今言ってらっしゃるのは，論理的に言うならば，おっしゃっているのは文化に触れているんじゃないくて，文化を生きているんです。自覚的，無自覚だろうと。まさしく文化的な仕組みの中で生きている状態なんです。それを触れていると言えるかという問題なんです。それを言い出したら私ら文化に関係なく生きているはずはないんです。

(弘本副委員長) 文化的に生存しているから不要だと言ってしまうと，条例も不要ということになってもよいのですか。

(中川委員長) そうじゃなくて，より新しいもの。より自分よりも外部のものと触れる権利があるでしょとこれはいっているんです。だから「触れる」なんです。もっと言ったら，僕自身も文化的な存在です。だけど弘本さ

んと話をするだけでも使っている言葉がちょっと違うなとか感じるし、女性の捉え方はどうなのかとか、男性と女性の文化的落差がありますよね。それを触れ合うから理解できるわけで、今おっしゃったのは、元々人間は文化的存在で文化的に生きているでしょということをおっしゃっているんです。そのことは否定しません。けれど、そのままでは成長できないでしょ。ヘテロなものとか合わないとか僕たちは成長できないんです。外界とつながらないと。それを「触れる」という表現をしているので、何の問題もないでしょと。文化的に生きていることと文化的な素材に触れるということとはまた違うということです。

それでは、今の表現をふまえた形で、もう一度修正文を作っていたとすることで事務局にお預けいたします。なお、今意見が出たそれぞれの方々が重ねて主張なされたところは、修正はしない、勝手に、ということだけお願いいたします。

それでは、文化基本条例原案のご審議をいただきたいと思います。修正前と修正案とを概略だけご説明をお願いいたします。

(事務局) 【文化基本条例原案修正案の説明】

(中川委員長) これも村上委員からお願いします。

(村上委員) 今ざっとお聞きしただけなので、詳細にはまだ理解していませんが、少し気になったのが、7ページの4「次世代の文化活動の充実」という部分です。前回「青少年の文化活動の充実」と「学校教育における文化活動の充実」については、委員から何も意見が出てなかったと思いますが、長いからまとめるということで、短くされたとは思いますが、青少年に対するものと学校教育を一緒にしていいのかと思います。「学校教育における文化活動の充実」というのはとても大切だと前の会議の時から意見を出させてもらっていますが、これを削除して青少年の文化活動とを一緒にしてしまうのはちょっと色合いが違うのではないかと思います。「学校教育における文化活動の充実」というのは別項目で残しておいた方がいいのではないかと思います。

9ページの「国内及び国外との交流」の部分も削除されたと言われましたが、先ほどの前文での論議でもあったように、芦屋市が国際的な評価を受けているということを広く市民に知らしめる意味では、やはり条例の項目に「国内及び国外との交流」という部分を、阪神間だけの芦屋だけではなく、国際的な芦屋の位置づけを特徴づけるために残したらいいのではないかと感じました。私が感じたのは以上2点です。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。それでは、神棒さんどうぞ。

(神棒委員) めずらしく私の発言を受け入れてくださったことには大変感謝しているんですが、今村上さんがおっしゃるように、子ども及び学校の役割を重ねて重視した条文に入れるべきだと思います。何度も同じことを申し上げますけれども、我々の世代は非常に恵まれた経済状況で過ごしていて、それなりに色々な十分な教育も受けているんですが、今の子ども達は本当にひどい状況にあるという問題意識を私はもっております。何とか行政は子ども及び学校に対する援助をですね、極限まで増やしていただきたいという結論を持っているんです。以上です。

(中川委員長) お二人が同一のご意見を持っておられるので、戻した方がいい

と思いますね。

(平山委員) その点については、私も同意見です。幼児の頃から、あるいは義務教育とそれ以降の青少年、少年期学ぶばかりじゃなくて自分たちもできるという世代についてはどうなのかというのは私自身もよく見えていないので、やっぱり分けた方がいいのではないかと思います。

「国内及び国外との交流」も村上さんと同意見で、これもその具体的にどうするんだというそういうことになると思うんですが、国際的な活動をされている方は音楽家でも金澤さんなんかもいらっしゃいますが、音楽の方は国外に出て修行するのが当たり前という専門領域の方なんかですと、こう書いていいんじゃないかというのがあったと思いました。

(中川委員長) 残すだけではなくて、もう少し具体性を入れるということですね。

(平山委員) そうですね。具体性がないので消したくなっただけじゃないかな。すみません。そんなことはなかったと思うんですが。

(中川委員長) 国の文化芸術振興基本法をそのまま使っているんですね。それをそのまま条文に入れたんです。その背景にそって付けたり外したりという作業を、今しています。はい。分かりました。金澤委員さんどうぞ。

(金澤委員) 特にはないです。

(中川委員長) はい。それでは、竹内委員さん。

(竹内委員) 僕はこの条例自身が市の条例となりますことから、青少年と学校教育はこれは1本でいいのかなと。その中で、具体的に次の計画が出てきた時に、内容として皆でどんな定義にするのかというふうにつくられればいいのかと。逆の発想なんです。

(中川委員長) つまり、基本計画はきちっと分ければいいと。

(竹内委員) 分ければいいと。ですから、その対象としては生まれてから青年になるまでの期間、この人を対象に文化に触れる機会を増やしなさいと。その計画の中で学校教育をどうするの、それ以外の人はどうするんだといったことを決めていければいいのかなと。

市長部局で、学校教育は教育委員会だけの仕事ですので、そこを1本にしてしまうのはちょっとおかしいのではないかなと逆に思ったんですが。

(竹内委員) それでは、砂田委員。

(砂田委員) ちょっと前回の議論の蒸し返しになるかもしれないんですけども、「良好な景観の形成」の関係のところ、条例としてかぶっても問題はないというお話だったんですけども、第1回の委員会の時に、芦屋の文化の背景として、芦屋の景観、具体的な自然環境、山、海、川、六甲山、芦屋川が文化を醸成したバックボーンになっている。そういう背景があるということで、そういうものが前文の中に活かしていったらものすごくいいなと。まさしく今回の前文の中にもそういう自然環境の背景があってそれらを受け継いで、守り育てて継承していくというような構成で使って活かしていただいているというところで。そうなんですけれども、「良好な景観の形成」ということが基本施策として挙がってくると、先のことを心配しているような話なんです、実際の実施計画

等を考えていく時に、市の方には景観条例やまちづくり条例というものがあるんですけども、そういうところを使ってまったくかぶって、具体的なことを進めていくのに、二重行政というんですかね、同じことをやる条例が同じ市の中にそろってしまうような、実施する時に発生してきそうなことを危惧するところが感じているんです。そういうところでは。

(中川委員長) それは、心配ないんじゃないですか。それを心配していたらむしろね、例えば伝統的な文化と保護で、文化財保護条例にかぶってきますでしょ。景観保護で、「良好な景観」も保全事業とかあるでしょ。だからそれで担保していますと説明しておけばいいと思う。だから、景観条例もあるし、それはちゃんと連携している友好条例です。それでいいと思うんですわ。

(砂田委員) 実施する中身が全く同じだということになったら、市の中、これは行政的な。

(中川委員長) 所管の問題ということですよ。

(砂田委員) 同じと言うか、同じことをやるような、結果として有効なんではなくて、プロセスから同じようなところを、プロセスも同じような条例が2つ並んでしまっているという。

(中川委員長) 全然違います。

(砂田委員) 都市景観条例も文化、歴史、そういうことも背景の中に入れて条例を作っていますので、そういうところから言うと、プロセスが良く似た、文化とか歴史的とかは同じようなものになりますので。

(中川委員長) あっても構わない。

(砂田委員) 構わない。

(中川委員長) それをむしろこの条例でもって芦屋市の芦屋らしさ、芦屋の芦屋文化、芦屋的という文化をつくり守っていきましょう。クリエイティブしていきましょうという、問題意識がこんだけあるんですよということを示すことになる。

(弘本副委員長) 京都市の条例なんかは、基本理念のところには景観や文化財についても触れていますからね。それぐらいに郷土のことが大事だということを行っているわけですからね。

この文化基本条例の中でも言っているわけですから、それは芦屋のような景観を重視して、これからいこうとする都市ですから、きちんと書いておいた方がいいのではないですかね。

(藤原教育長) 文化の捉え方の問題でね。文化というのは広い意味での文化だし、景観も含めた文化という捉え方でいっているんだけど、こちらからの意見というのは都市設計だとか、都市空間のあり方ということでは言われている。だからダブルのは当然だと思います。

(中川委員長) ダブっていてもしょうがないです。今までの第1期の総合企画調整というのは戦後復興が続いてきたから、施設設計であったり道路設計だったり都市設計だったんですね。第2期にどちらかというソフトが入ってきたんですけど、今はもう第3期と言われていて、こういう景観とか文化的な環境づくり、芸術とかどれも射程に入ってきている。そういう世代の条例なので、どうしても過去のものも包み込んでいかな

ければならないんですよね。そうすると、所管はどうなるのという話を飛び越えてしまう。全体の総合企画調整をする文化企画課とか文化行政課が必要になってくるんですよね。どうしても。当然、首長部局に関しても、景観担当部局にも協力してよと。デザインに関してもうちょっと労力をまわしてくれないかと調整しなければならないし、教育委員会に対しても、文化財保護が教育委員会だけで困りますよとか。もっと市民のアイデンティティとつながるような文化財保護政策をやってくださいねと、アクションをかけていかなければならないわけですね。そういう世代の条例になると思われるので、重なりがあちこちあるのは仕方が無い。むしろ全く新しい施策は逆に探しにくい。たぶんこれは進行管理システム。

(藤原教育長) 文化条例というのがやっぱり芦屋市全体の行政を大きく網にかけるものですから、でも具体的なことはここで議論すると困るので、具体的なことはこちらでやらないといけない。

(中川委員長) ご理解いただけましたか。だから、この条例を作ったからといって、その文化政策課が景観担当をやりなさいとはならないと。この条例ができたからというて、文化政策課が文化財保護をやりなさいというのは暴論でしょ。市全体がやることでしょ、というのが我々のスタンスです。だから今まで個別バラバラのパーツでやっていたパッチワークみたいな文化的関連政策をこの条例でもって体系化しましょうよと。そして、市民に分かりやすくしてあげましょうよ、というのが一つの狙いでもありますのでということで、砂田委員さんご理解いただけますでしょうか。

(藤原教育長) むしろこの条例ができたなら、具体的にされるのを後ろでバックアップするようにまたならないといけない。

(中川委員長) では、弘本副委員長どうぞ。

(弘本副委員長) 私の一番気になるのは、前回も申し上げたと思いますが、井垣委員もおっしゃっていたと思うんですが、井垣委員は基本理念に前文を反映してはどうかという言い方をされていましたが、前文に出している芦屋ならではの文化条例の特性をもう少し目的か基本理念にプラスして特性を出した方がいいのではないかなと思います。事務局案では全く反映されていない状態ではないかと思いますが、原則の表記にとどめず、少し加味していくとよいのではないかなと。すみません。具体的な提案をもっていないで言っていると、なかなか進まないかもしれませんけれども。

(中川委員長) そうですね。前の委員会でも出ていましたよね。第1の目的なんか、どこにでもあるような条例じゃないか、芦屋らしさが消えているという話がありましたね。だから、「人づくり及び個性豊かで幅広い文化が創造される」というこの辺りを「個性豊かな芦屋文化が創造される」とかそういう言い方に換えても支障ないんじゃないかな。

(弘本副委員長) 特に芦屋の場合、文化政策で都市文化と都市の空間ということに言及しているわけですから、それが分かるような一言なり、二言なりが入っていた方がいいと思いますね。その方が理解できるでしょうか。

(中川委員長) 「個性豊かで幅広い」の後ろに「芦屋文化」と芦屋を入れただけでだいぶ変わりますよね。

(弘本副委員長) 明石の場合も「明石」という一言を入れていたりしますからね。そこに思いが込められると思うんですね。

(中川委員長) はい。井垣先生お願いします。

(井垣委員) 皆様がおっしゃっている通りだという感じがね、第1の目的に入れるか、基本理念に入れるかということで、今言われたような非常に簡単に「芦屋文化」を入れるだけで雰囲気が変わるとすればあまり大きく定義を入れないでそういう形にすれば前文とのつながり、たださっき言われているのは芦屋文化についての定義がね、部局内でかなり固まったものがあるとするならね、むしろ我々の言う芦屋文化は違うんだよというのを。弘本副委員長の最初のリライト案、あそこだとむしろ前文の部分を読んで、こういう都市空間全体を芦屋文化というんだという、つながりがわりとはっきりしているんですね。前文を変えたもんだから、つながりが分かりにくくなって、芦屋文化が都市文化と切り離れた形で文章に出てくる。それで過去の芦屋文化が忍び込んできて、そうなることで、目的のところに入るとまたおかしくなってきたという問題が無きにしても非ずなんですけれどね、だったら芦屋文化議論についてのそちら側の議論をなんとか克服していただければ、我々全体として見ているのはそういうことじゃないんだということが、具体美術ではなく、むしろ芦屋の都市空間全体を捉えているんだということが理解いただければ、そういう短いフレーズで主旨を伝えられればいいかなという感じがいたします。

後、学校教育と青少年のあたりを2つに分けるか、あるいは1つにするかというのは、ある意味でどちらでもいいという感じもするんですけども、学校教育という部分をね、少し入れて欲しい。単なる青少年というと、若い世代とそのまわりの老人世代と2つ全体をとということなんでしょうけれども、学校教育の場というのは独特の閉塞空間で、あその教育というのは非常に高いんですよ。一般青少年文化と違う部分があるので、教育関係とか色々あるんでしょうけれども、オーバーラップしても全体を見渡す条例だという観点でいけば、その部分も一文にして「学校文化をはじめ」というふうな形にするか合わせてもいいんじゃないかという気もしないではないですが、難しければ両方にしてしまって、学校というと幼稚園は入らない格好になってしまうんですね。むしろそういう教育の場における文化活動というふうに広く言ってもいいような感じもしないでもないですけど。

国際交流の点は、芦屋の場合は外国の方もかなりたくさんいらっしゃるんですよ。芦屋六世界なんかという形で交流会を長年にわたってされているとかはあるんですけども、そういうものをなんらか支援していくという形でできれば、今は英会話のグループだったり文化的な議論をしているグループだったりする小規模なグループもあると思いますけれども、姉妹都市との関係も含めて、それらを留意していくことを入れるのであれば、残した方が私としてはいいかなとそのような感じで皆様が言われたことをまとめただけです。

(中川委員長) 大変助かりました。ありがとうございます。それでは、第1の目的のところは、井垣先生がおっしゃっておられるように行政内部で「芦屋文化」という言葉が一人歩きして心配される気持ちも分からないことはないんですが、第4行目に「幅広い芦屋文化が創造される」にしてみてもいいかがですかね。

それから次は、市民及び事業者の定義を外したというのはそんな厳密な定義をしないといけない、権利付与とか義務を課すということでもないし、常識で考えてもらったら結構です、という話でしたね。別に芦屋に遊びに来た人でも排除しないしと。だからあまりここできちっとやってもしょうがないよな、というような話だった記憶がありますのでいいですかね。その分、事業者の定義はきちんとやっていますので。

「歴史及び風土」は、「風土及び歴史」をひっくり返したということです。

第4は市民の努力規定を、くどくどくすると市民にもものすごく負担をかけるような印象を与えるということで外してしまおうということでしたね。

第6はこれでいいですね。

第7のところですが、ここのところがちょっと気になるのが、修正前が「施策を総合的かつ効果的に推進するため、市民及び事業者と連携し、及び協働して、文化の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」となっていましたよね。これが、こっちの方では第7で共同で起こしたんですが、政策形成過程における参画、協働というのがこれでは消えてしまったんじゃないかな。どうでしょうか。

(事務局) 市民参画協働推進条例というのがありますので、結果として基本的な計画というものを策定する場合には、やはり今回のような形式をとって計画を定めるだけではないに、ということが前回あったものですので、いわゆる民間組織というんですか、他にも色々な書き方がされていますが、中間支援組織というそういうものを活用していかないと、結果的に上手く推進ができない、というようなことで、私の方はこういう文言にさしていただいたんですが、明石の場合もこれと同文ではないのですけれども、民間団体との関係のような、こういう形で入れさせてもらったのです。前回、「市の責務と役割」のところに入れていたのは、こういうこともある程度勘案して、ちょっとわかりにくかったかもしれないのですけれども、「市の責務と役割」に入れさせていただいておりましたので、2重に規定するのはということもありますので、一つ上の方は整理して第7として書かせていただいた。

(中川委員長) むしろ第7として強化して下さったんですね。

(事務局) はい。

(中川委員長) ならば、「施策の策定及び、効果的な推進に努めるものとする。」としてなんら支障がないんじゃないですか。これでいったら、実施団体だけが協働みたいに見えちゃうので。「効果的な推進」でしょ。「効果的な推進」と言ったら実施団体でしょ。

(事務局) そうです。

(中川委員長) 施策の策定とか形成団体も協働しないとイケませんよね。

(事務局) それは市民参画協働推進条例が既にありますので。

(中川委員長) いや、いや。市民参画協働推進条例をいちいち見なければ分からないようでは困るわけで。文化に関する計画づくりも市民との参画協働でしますよとここで出せるわけでしょ。そういったら先ほどの景観の話の逆に否定することになりますよ。都市景観条例に書いてますから外しましょうという話になるんじゃないですか。市民参画協働推進条例に書いてあるからそれ以上のことを言う必要がないんですとこうおっしゃるんでしょ。

(事務局) 通常はだぶってあまりよくない、そういう条例がたくさんありまして、一つ一つ全部に書かないといけないかということではなしに、整理して計画段階におけるそういうものはすべて、市民参画協働推進条例で提案がされているわけなんです。それに基づいて一行一行それに基づいてするというには通常はならない。条例は条例として一つのそういう考え方があって。

(中川委員長) だから、市民参画協働推進条例の水準に合わせて、ここに条例を再定義しても何ら支障はないでしょ、と聞いているわけです。

(事務局) だから、あえて同じことを書く必要がないというのがこちらの。

(中川委員長) それを言ったらさっきの景観の話なんかどうなるんですか。

(弘本副委員長) 重要なことは書かないといけないですよ。

(事務局) それはそうなんですけれども。そういうことでこちらは外したということがこちらの考え方としてあるんですけれども。

(中川委員長) だから、その理屈は分かるけど、それを言うんだったら定義に入れても差し支えないでしょと聞いているんです。政策形成過程の協働も必要でしょと言っているわけです。

(事務局) この事業者のところは全部活かしておいてもいいという意味のことを言われているのですか。

(中川委員長) いや、いや。アンダーラインのところの、第7「市民等との協働」というのはいいのですが、第2行目に「施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。」と、「策定及び」を入れたらどうですかと言っているのです。

(神棒委員) これ前回の時に、確か事業者、企業を取り込むためのことを一項入れてくださいと私意見申し上げたんですが、

(中川委員長) それが活きているんです。

(神棒委員) それが活きているんですね。だからそれが条文にだぶっておかしくないかどうかの議論をやっておられる。

(中川委員長) そうです。実害は何もないわけで、書こうと。

(神棒委員) だぶって2箇所でも構わないとこういう意味ですね。

(中川委員長) 外れている方が下請け協働に見えちゃうわけです。事業するときだけ協働ですかととられる可能性があるんです。だから策定というプロセスを入れた方がいいと僕は思うんですよ。

はい。それでは、次です。第8はこれも原案で合意いただけだと思います。

第9もそうですね。第9の1, 2, ここは3と4をまとめた。ここは議論に出ました。3「青少年の文化活動の充実」と、4「学校教育に

おける文化活動の充実」をまとめて1本にしておりますが、これについては、村上委員、神棒委員、平山委員らが分けた方がいいという強いご意見が出ております。これは事務局さんからご意見をいただきたいんですが、まとめる議論経過がありましたか。

(事務局) まとめるのは学校教育、法で学校教育になっているんですが、保育所とかそれ以前の就学前の子どもが入るのかどうかという議論が具体的に出てくると思います。だからそれで言いますと、学校教育であれ、家庭であれ、地域であれ、教育の場は学校だけでないというのがありましたので、青少年につきましても青少年と学校教育の場もだぶる部分があるんですね。だからこれはあえて次世代のということで、青少年を含めてこういうふうにまとめる方が適切ではないかというのが事務局の案なんです。

(藤原教育長) 項目が多すぎるというのが原点にありまして、やったことも事実なんです。だから、内容的に分ける方がよければ全く問題は無かろうと思っております。

(中川委員長) これはやっぱり、分けた方がいいんじゃないですか。厳密に言ったら学校教育における文化支援、文化行事というのと社会教育における文化政策の違いですよね。ここは幼稚園を含めた学校教育になりかねませんけれども、少なくとも小中学校教育ですよね。それ以外の場所での子どもたちを対象にした文化事業というのは青少年センターだとか市民会館だとか。だから、担当部局別にちゃんとカバーしているわけですよ。世代的には中学校を卒業してしまった子どもたち、高等学校からは市としては社会教育でしか後押しできないんです。そういう意味ではまとめてしまうというのは分からないわけではないんですが、学校の位置づけの重要性を消してしまう危険性があるんじゃないですかね。実際は学校のインパクトの方が大きいと思うんですが。残した方がいいんかなと思います。

(村上委員) 全く同意見です。やっぱり学校教育というのは大事です。社会教育と一緒にしてしまうと、おっしゃっていましたがけれども、「そのセンターで事業をやっているからいいわ」ということになりかねないのです。きちんと学校教育のカリキュラムでこうこうこれをしましたということがないと条例を守っていることにならないと私は考えます。いい加減にならないというか、うやむやにならない。こういう教育を芦屋はしています、文化的教育を学校内でしていますよという担保が取れるのではないかと思います。又、他都市の人がこの条例を見た時に、芦屋は学校教育でも文化を、子どもたちに継承しようと思っている姿勢が見られると感じてもらえると思います。これは残した方がいいのではないかと思います。

(中川委員長) では、ちょっとこれは元に戻しませんか。元の3、4に戻しましょう。では5番の高齢者もこれでいいと。6番景観についてもこれは残すと。前の旧の6番「国内及び国外との交流」を残した方がいいというご意見が多数あったので残していただきたいと思います。芦屋は国際的なまちなんだから文化のところで国内及び国外交流がないというのは逆に問題になるかもしれませぬ。やっぱりあった方がいいと思いま

す。7の「情報の収集等」これもいいと。9の「文化活動の場の充実」はまとめたということでした。10の「文化活動に対する支援」は、前の12の「文化活動の普及啓発」をまとめたということです。

(平山委員) もし、項目を減らすということに少しでも寄与できれば、6と7をくっつけて、「交流、発信」情報発信みたいなそれセットでもいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

(中川委員長) もうその辺妥協せんでもいいのとちがう。

(平山委員) あんまり多いと。

(中川委員長) 多くてもいいのとちがいます。

(平山委員) そうですか。

(中川委員長) むしろ細かい方が明確な指針になりやすいんじゃないですか。

(平山委員) 内容がないとね。

(中川委員長) いいんじゃないですか。それでは、「文化活動に対する支援」もこれでいいかな。次、9「文化活動に対する民間支援活動の促進」。これ8番が行政側の支援なんですね。9番が民間の支援活動を推進しようということなんですね。だから、ここに「民間」という言葉をわざわざ謳っています。これも議論した経過があったと思いますね。民間支援をもっと活性化しないといけないという。10 顕彰。

次に、「施行期日等」のところに「その他所要の規定を整備する」となっている(1)附属機関の設置。この後ろに文化振興審議会の規定が入っていて、これは非常に奇妙ではないかという意見があったんですが、本体条文に入れるべきなのではないか、後ろの附則の施行期日になって入るのという意見がありましたが、お聞きしますと芦屋市のいわゆる執行機関、附属機関の条例設置に関しては皆この形式なので、そういうことでしたね。

(弘本副委員長) なんとなく気になるのは、すみません、むしかえしますけれども、第8のところで「文化振興基本計画」に触れて、文化振興計画を定めるところに審議会の意見を聞かなければならないと言っているだけなんですよ。これで本当に構わないんですかね。もちろん附属機関の条例の中では文化振興審議会の役割について色々言及されるとはいえ、本体の条文の中にまるで書かれていなくて、これでいいのだろうかという釈然としないのですけれども。

(中川委員長) これは前の会議でしたかね。この前の会議の時に、ちょっと議論したことですが、基本計画の策定に関して審議会が意見を言う場が当然必要だなと。その次に、基本計画の進行管理、評価、評価機関足りうるそういう歯止めの利く組織じゃないとまずいよねという話をしましたよね。

その次に、予算の審議とか協議とか諮問かけてもらって、いいか悪いかという意見も、決算の評価もできるようにしたらどうかと言いつぎてしまった。基本計画の評価ぐらいは仕事としてなかったら実効性がないと。予算、決算は撤回しますが、そうしますと、基本計画に基づく政策の評価、あるいは進捗状況の評価というのはどこら辺で担保しましょう。本体条文では書いてませんよね。

だから、第9の括弧書きの中に書いてある、「文化の振興に関する重

要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、」という

(藤原教育長) そこに進行管理。

(中川委員長) ここに進行管理を担保するというそういう解釈ですね。

(事務局) その中に全部入っているということです。

(藤原教育長) いえ、ここに一項入れたらいい。

(事務局) いや、一項入れたらいいではなく、全部この中に入っているのです。  
だいたい諮問といったらそういうものです。

(中川委員長) それは解説集を出す時にそのことを記載してもらおうということになりますよね。

(事務局) 意見の欄には当然記載をするということではなされていまして、専門部会の方でということも。

(中川委員長) そういうことだそうです。本体条文でそこまで担保するのはしんどいということだそうです。まだ、芦屋市では前例がないようです。政策評価をする外部機関。

(橋本社会教育部長) 文化行政推進懇話会の提言をいただいた時に、3項目の重要課題を示されました。今回も同様に策定委員会から市長宛に依頼事項として意見を付するという方法もあるのかなということの中川委員長もおっしゃっていたように記憶にあるんですけど。

(藤原教育長) 結局それどこかで結論というか歯止めをかけておかないといかんから必ずしましょう。

(橋本社会教育部長) そういう担保の仕方はありますけれども、条例本体には入れづらいというか、ということがあるかなと。

(井垣委員) あまり入れづらいというのが理解できないんだけど、第8の「文化振興基本計画」、計画だけでなく、計画と実施とその点検みたいな形の項目にして、3項が意見を聞かなければならないですよ、その後その結果についてのまた意見を聞いてね、それで新たな計画を練り直していくといつかね、という流れを第8項で組み替えて、第10項目なんですけれども、この部分で役割が書いてあるんですよ。だから本文に役割を持ってきていけない理由が理解できないんですよ。

(中川委員長) だからその他第5項のね、「前2項の規定は文化振興計画の変更について」だけではなくてね、文化振興計画の実施評価、政策評価及び変更について実施すると入れれば済む話じゃないのかな。

井垣先生がおっしゃったように、進行管理とか評価をしますよということを入れたいと。

(橋本社会教育部長) 第8の文化振興基本計画のところに、

(中川委員長) 四日市市の文化審議会に関しては規定があったと思いますよ。静岡県の文化条例も。

(事務局) その点について抵抗しているわけではなく、同じ明石の方でも市民の方から質問が出ているんですけども、それは評価機関としてのPDCAの関係は審議会ですら十分役割が果たせるということになっておりまして、その文を入れなくてもそういう意見に対する結果が市民に返されている部分がありまして、わざわざそれを入れる必要がないのではないかとというのが事務局としての案です。

(井垣委員) 行政側がそういうふうになれるということはあるんでしょうけれど

ども、そうしなきゃいけないという規定を置いておくこととがね、なぜいけないんですか。上手くやっているから入れるなということですか。

(事務局) そういうことではなく、基本計画というのはあらかじめ作成段階において審議会に意見を聞くというふうになっているわけです。附属機関としての役割というのは、附則の後ろに書いてあります、「文化の振興に関する重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。」という別の独立機関なのです。

これは、市長がそういうことを諮問する。調査審議することを諮問すれば自ずと調査機関としての役割を果たすと。例えば今言われたように評価というのは専門的な部分を含みますけれども、それになおかつ部会を設けた方が、審議会にですね、10人以内になっていますけれども、部会とかそういう評価するんであれば審議会に部会を設けることができるというような一文も含めて入れておけば、制度上いけるのではないかとというのが事務局の案なんです。

(藤原教育長) それだったら、文化振興審議会の文章の中に一項入れておかないかんのと違うか。審議の中にでも。

(事務局) 事務事業評価というのが公共工事の審議会というのがあるんです。

(藤原教育長) 色々市の条件があると思うけれどもね、今振興計画というのか、今チェックする機関が必要だという意見が出ているんだから、それを文化振興審議会の中に入れるか、もしくは6ページの4番の「市長は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」「併せてその結果についても公表しなければならない。」とかそういうことを何か入れておかないと、分からなかったら困るという意見が出ているんでしょ。

(事務局) 評価のことを言われているんですね。基本計画は当然意見も聞いて、了承を得てから決定するというのと、今おっしゃっているのは政策評価といわれているような部分を条例に盛り込むかどうかということ。

(藤原教育長) だから、評価をね、どこかで諮問することを明文化しといた方がいいという意見が出ているんだから、それをどこかで明文化したらどうなん。

(中川委員長) 主語は審議会、目的語が計画なんですよね。だから目的語のところ、この計画は別途評価するものとする、と定める方法もあるわけ。その場合は芦屋市文化振興審議会にそれを委ねるということもOKだし。その審議会で評価をする機関ですよと定めるのか、計画の方で当初の政策評価にしますよと定めますよとどっちかに選択してくださいとそういうことです。

(事務局) 別に評価機関をまた設けるということですか。

(中川委員長) 設ければいいんじゃないのということを弘本副委員長がおっしゃっていて、他の委員からも支持するという意見と反応が出ていない。

(藤原教育長) 審議会の中に入れる方法で1回考えましょう。分かりやすいでしょ。

(中川委員長) 本当は審議会で規定した方がいいと思う。計画で規定するよりね。本当は全ての計画というのは全部政策評価の対象にしないといけないということですよ。

(事務局) それはそういうことですね。

(中川委員長) ただ、評価機関がどこなのかというのが色々バラバラだから。例えば総合計画であれば総合計画審議会が出来たし、それは神戸ではやっていますよね。だから、西宮であれば参画協働条例評価委員会が今度立ち上がりますやんか。そういうふうにしてちゃんと評価すべき組織を作っているわけですから、そういう観点からしたらこれは文化審議会が評価しますというのが一番筋が通っているんじゃないですか。

「文化の振興に関する重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、」というのではあまいわな。

(竹内委員) その場合第8の場所に入れるのがいいのか、第9を第8に入れて後ろの方にいれるのかといったことを考えた方がいいですよ。

(中川委員長) だから、第8に入れる方がやり易いというのであれば、それでやってもらったらいいいし。第9で定めた方がいいというのであれば、第9の最後でさわってもらって結構です。

(藤原教育長) 第8のどこかでいれるのもあるけれども、どちらかで入れないとしょうがない。

(中川委員長) 第2項の規定は文化振興基本計画の実施、評価、実施評価でつないでいいですね。「実施評価、」変更について重要事項だけでもだいぶ違うんじゃないですか。

(藤原教育長) 入れた方がいいかもしれんな。

(橋本社会教育部長) 事例が本市ではないということなので法制担当と相談させていただきます。

(藤原教育長) どこかで入れるようにはします。

(中川委員長) 可能だと思います。はい。できれば今出ましたような修正を少しかけていただいて、最終原案にしないといけません、今日は最後ということなので、後の処理はした後におはかりする日がないんですけれども、最終原案になる寸前に全委員にもう一遍原案を配ってもらえますか。だから、パブリックコメントにかける前に行政確定原案にする前に全員にお配りして確定原案にさせていただきたいと。

(藤原教育長) 大幅に変わるような場合には再度集まっていただくこともあるかもしれませんが、このままであれば必ず伝えます。大幅に変わることはまず考えられませんけれども。

(中川委員長) なので、その案の確定については私と弘本副委員長とで責任を持って事務局さんと詰めて、案を作成するというふうにさせていただきたいと思います。それではよろしいでしょうか。

<全員異議なし>

(中川委員長) ありがとうございます。

(村上委員) パブリックコメントに出る前に条例案を全員に配布するとうかがいしましたが、それを読んでやっぱりおかしいと感じた場合は事務局に連絡は可能なのでしょうか。

(中川委員長) そのときは、事務局に言っていただいて。そこで、こういう意見が出ているので通しましょということで協議します。

- (藤原教育長) それ全員にはかる前に、委員長と相談をした上で、やはり全員にはかろうという意見になればまたお諮りするということ。
- (村上委員) 分かりました。
- (中川委員長) はい。ありがとうございます。今日の修正項目を入れた形で中間報告として提出することといたします。
- (事務局) すみません。定義のところですね、第2の定義のところ、残りました文化と文化活動ですが、これは事務局として特に書いておりますので、これが適切なかどうか、こういう書き方をしているところはほとんどないのですけれども、こういう形でよろしいかどうかちょっとご意見を伺いたいのですけれども。
- (中川委員長) 第2の(1),(2)ですね。
- (事務局) 文化という定義と文化活動の定義について。
- (中川委員長) いいのと違いますか。
- (橋本社会教育部長) 前回参考にというお話をいただいたと思います。
- (事務局) この文化活動の定義というのは非常に難しいというんですか、こういう書き方をしているのだろうかということなんですけれども、「文化を創造し、若しくは享受し」と書いていますが、通常の言葉といたしましては、「文化を鑑賞し、これに参加し、又は創造する」というような広く使われているような文化活動というのは、定義なのですけれども。
- (中川委員長) 何かこれベースがあるのですか。
- (事務局) これは「支援する、支える」というところは静岡県がある程度ここまで書かれていうところを踏み込んで考えますと、やはり「継承する」ということも入れていいのかなと思っているわけなんですけれども。
- (中川委員長) 全然悩むことはないんじゃないのと違いますか。文化活動というのは一般的に、常識的に言ったら分かるでしょ。あえて定義を詳しくするのは、何が理由ですか。
- (事務局) 当初思ったのは文化というのと、文化活動は、きちっとある程度定義の方が一般的に分かりやすいのかなと、鑑賞、参加、創造というと比較的分かるようで今まで言われていることで分かりにくいのかなというところが一つありまして、書きすぎると結果的によけいにわからなくなってきた部分があるのではないかと思います。
- (中川委員長) 理屈をこねて言ったら、文化活動と言ったら、文化的な生活に参加する権利の人権憲章の15条のそこを書いてあることを受けて、ユネスコの勧告があるのですけれども、それを解釈していくと、表現すること、コミュニケーションすること、学習することこの3つが活動側面であるというのが僕の定義です。それは芸術活動であろうが、生活文化活動であろうが一緒だと。つまり、表現創造すること。外部とコミュニケーションすること。それからその情報を取り入れて自分の学習あるいは変革活動につないでいくこと。それが書いてあるから大丈夫じゃないですか。
- (藤原教育長) ただ、この鑑賞ということがあると生活文化に鑑賞ということはないから、「享受し、」でもういいのではないか。
- (中川委員長) 「享受し、」でいけますね。
- (弘本副委員長) そこで狭めちゃいますよね。

- (中川委員長) そうしたら。ただ、ここを定義する実益があまり分からない。
- (弘本副委員長) そうですね。
- (事務局) それも含めて、「文化に関する活動」ということで、普通本文の中に入れてしまう。
- (神棒委員) 突然議論を元に戻しちゃう意味が分からない。一番最後になって。ずっと読んできてですよ、皆合意したことなんですよ。委員長も副委員長も討議していらっしゃるのに全然抵抗なしにこれにOKを出したのに突然に。
- (事務局) そういうのは、事務局としては議論にあまりなっていない。
- (神棒委員) それは議論しなくてもいいということなんじゃないですか。
- (藤原教育長) これで、このままさせていただいたら。
- (神棒委員) 我々一生懸命読んできてですね、おかしくないという結論を出しているわけでしょ。それに対して、何でおかしい、おかしいとおっしゃるのかそれが僕には分からない。
- (中川委員長) はい。「若しくは享受し、」と括弧を外してください。それでいいでしょう。
- (橋本社会教育部長) 「継承」はよろしいですか。当局としては初めて出したということ。
- (中川委員長) いいんじゃないですか。
- (橋本社会教育部長) よろしいですか。それか、もう定義を入れる、入れないと。文化の定義そのものをなくした方がいいということも。
- (藤原教育長) 今おっしゃったように、これがあっても全然不思議じゃないと言われたからこれはこれでいいんじゃないか。
- (弘本副委員長) あってもなくてもどちらでもいいという感じだったと思うんですが。皆さん読んでそれほど違和感が無かった。
- (中川委員長) あえていうならば、この条例が対象としている文化及び文化活動はこういうイメージですよということを説明できる効果はありますよね。あんまり厳密に、厳密に考えることの実益はないけれども、イメージを鮮明にさせる効果という点では外さない方がいい。ある方がいいと思いますね。
- はい。それでよろしいでしょうか。それでは、今までの議論経過をふまえて、中間報告案を出していただくということでお願いいたします。それでは、事務局さんから今後のご予定をお願いいたします。
- (橋本社会教育部長) ご審議いただきまして誠にありがとうございました。今日いただいた幾分修正がございますけれども、変更いたしまして、8月3日の市長部局との庁議におきまして、庁議メンバーからの意見をいただくことにしております。その中で重要な変更がございましたら、また委員長と副委員長にご相談して修正についてご協議させていただきたいと思っております。
- それから、来る9月10日は市議会の方でも中間まとめとして素案を一応提出するという段取りでございます。その後、9月下旬から10月下旬にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、その意見募集に対してまた次回の委員会で条例の修正をご協議させていただきたいというふうに予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上日

程に関してはそういう感じでございます。

(中川委員長) 次回の委員会もう一遍パブリックコメントが終わった後、あるいはパブリックコメントにどう返していくかということですか。

(橋本社会教育部長) それと先ほどお約束しましたように、パブリックコメントの前に各委員さんにはお配りすると。

(中川委員長) はい。それでは、次11月の予定を。

(事務局) 11月9日の週で上手く設定ができましたら、お願いしたいのですが。

(中川委員長) 11月9日の週ですか。今日と同じような時間でいいんですね。

(橋本社会教育部長) 9日でご都合悪い方はおられますか。

(中川委員長) ないようですね。

(橋本社会教育部長) では11月9日18時からということでもよろしく願いいたします。

(中川委員長) ありがとうございました。それではこれで委員会を終了いたします。

< 閉会 >